

平成 26 年 3 月 26 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹

一般財団法人全日本ろうあ連盟
理事長 石野富志三郎

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
理事長 高岡 正

社会福祉法人全国盲ろう者協会
理事長 阪田 雅裕

要 望 書

要望の趣旨

1. 身体障害者福祉法の別表に定める聴覚障害、視覚障害の基準について、検討するための委員会を立ち上げて、早急に検討を開始して下さい。
2. 前項の検討のための委員会には、障害当事者団体として、本要望団体から最低 1 名以上を委員として加えてください。

要望の理由

1. 国は、2014 年 3 月 26 日に「聴覚障害の認定方法の在り方」に関する検討会を開き、認定方法の在り方を検討することにしてはいます。
しかし、現在の聴覚障害の基準は、医学的にも国際基準と照らしても、大きな問題があることは明らかです。そのため、日常生活や社会生活をする上で必要不可欠な障害者福祉サービスを受けるものを大きく制限しています。
2. 障害の種別や程度の違いがあっても障害者が市民として尊重され、誇りを持って社会に参加するためには、障害を持たない人との平等性と公平性の確保が何よりの条件となります。
検査方法の在り方を検討するだけでなく、現在の聴覚障害、視覚障害の認定の基準を検討しなければ、「谷間の障害者」がなくなりません。
3. 本要望を行う 4 団体は、わが国における感覚障害を有する障害者を代表する団体です。また、視覚、聴覚、言語の機能障害については、その程度や発症時期、あるいはその重複によって障害の特性は同一ではありません。本要望団体は、意思疎通に障害がある点で共通する感覚機能障害者の団体ですが、視覚及び聴覚、言語の障害の程度や発症、あるいは重複によって大きく異なる特性を有する障害者を代表する団体です。したがって、障害の認定を検討するためには、本要望団体のそれぞれから代表が委員会に加わる必要不可欠です。

よって、本要望に至った次第です。